

老人医療給付特別対策事業 が次のとおり変わります。

昭和14年7月31日以前に生まれ、かつ70歳未満の方で、次の対象要件に当てはまる方は、医療費の自己負担に対して助成が受けられます。（所得制限有）

- ①ひとり暮らしの方（期間が6ヶ月以上）
 - ②老人夫婦のみの世帯（夫婦の一方が60歳以上）
 - ③老人と児童の世帯（児童は18歳未満）
- 対象要件に当てはまると思われる方は、役場保険環境係か問合せ別出張所に申請をしてください。
（申請をしなければ助成を受けることができません。）

- | 申請に必要な物 | 対象要件 |
|----------------------------------|-------------------------|
| ・印鑑 | ①ひとり暮らしの方（期間が6ヶ月以上） |
| ・申請書類と所得により受給資格を審査して、受給者証を交付します。 | ②老人夫婦のみの世帯（夫婦の一方が60歳以上） |
| ・本人及び配偶者等所得確認のための同意書 | ③老人と児童の世帯（児童は18歳未満） |
| ※以上の書類は役場及び出張所に備え付け | |
| ・生存しているお子様全員の所得が証明できる書類 | |
| ・老人医療費受給者交付申請書 | |
| ・老人医療費受給資格申立書 | |
| ・老人保健法規定に準じた一部負担額 | |
| ・老人保健法規定に準じた一部負担額 | |
| ・一定以上所得者：医療費の2割 | |
| ・上記以外所得者：医療費の1割 | |
| ・老人訪問看護の基本利用料相当額 | |
| ・一定以上所得者：医療費の2割 | |
| ・上記以外所得者：医療費の1割 | |
| ・入院時食事療養費の標準負担額 | |

詳しくは
町民課保険環境係
内線154-155-156まで

臨時休業のお知らせ

幌延神社祭にあたり役場及び問合せ窓口が下記のとおり臨時休業となります。

ご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

臨時休業する日 7月15日(木)

休業する機関 ・幌延町役場・幌延町公民館・幌延町立病院

・総合体育館・保健センター

ただし役場の一括窓口業務【庶務係・出納室・税務係・福祉住民係（戸籍住民意口）】は通常どおり受付いたします。

また、緊急の場合は休みにかかわらず対応いたします。

詳しくは、役場総務課庶務係 ☎5-1111まで

△ のイベント △ シーズン到来

8月14日・15日
ほろのべ名林公園まつり
会場/山村広場



△
8月29日
日本海オロロンオンライン
トライアスロン国際大会
会場/留萌管内9市町村

